十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十六年三月十四日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百十三回）	二・一％	平成四十一年九月二十日	二百三十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百十四回）	二・一％	平成四十一年十二月二十日	七十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十七回）	二・一％	平成四十二年三月二十日	二十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百十九回）	一・八％	平成四十二年六月二十日	十七億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十二回）	一・八％	平成四十二年九月二十日	百億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十三回）	二・一％	平成四十二年十二月二十日	二百九十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十四回）	二・〇％	平成四十二年十二月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）	二・二％	平成四十三年三月二十日	百七十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	百十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十一回）	一・七％	平成四十三年九月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	五十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	二十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	百七十九億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	百二十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	四百四億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	百十七億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	百四十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	百十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	三十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	二百七十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	八十二億円
利付国庫債券（四十年）（第四回）	二・二％	平成六十三年三月二十日	三十二億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	六十七億円

○財務省告示第百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年三月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年四月八日

財務大臣　麻生　太郎